

配付者限り

農林水産技術会議事務局  
研究調整課

# 「公的研究費の不正使用等発生防止」 について(令和2年12月)

農林水産省農林水産技術会議事務局  
研究調整課会計班

# 目次

	頁
不適正な経理等に対する措置	
1. 不適正な経理等に対する措置 .....	1
2. 不正申請又は不正等行為に対する措置 .....	1
3. 倫理教育 .....	2
4. 研究者氏名を含む不正事案の公表 .....	3
5. 不正行為等を行った研究者に対する 競争的資金等への応募資格制限 .....	4
6. 最近の事例紹介 .....	6

# 不適正な経理等に対する措置

## 1. 不適正な経理等に対する措置

- 不適正な経理処理が認められた場合→○委託費の交付を受けることができない  
○既に交付された委託費の返還

## 2. 不正申請又は不正等行為に対する措置

- ①不正申請及び不正等行為※の疑いがあると認められた場合  
→農水省から、疑いがあると認められた研究機関に対し、直接内部調査を指示
- ②委託先は速やかに内部調査を行い、農水省に対して報告書を提出
- ③農水省において報告書を精査。場合によっては立入調査を実施
- ④不正申請及び不正等行為があると認められた場合  
→○契約の解除又は変更。既に支払われた委託費の全部又は一部の返還  
○事実関係について、氏名及び内容を公表
- ⑤委託費の返還がある場合は、利息金を付加

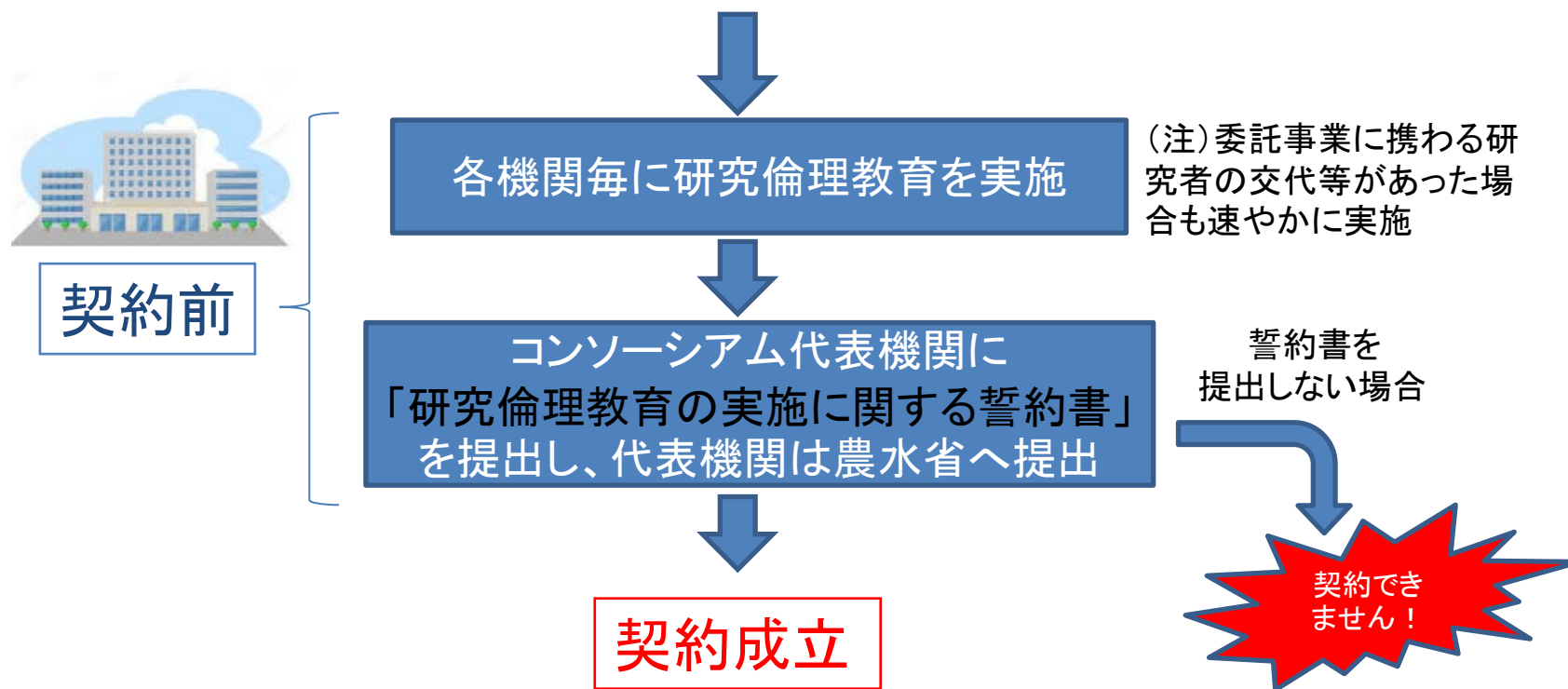
令和2年度から  
5→3%に変更

※不正等行為とは、委託業務の実施に当たっての不正、不当な行為若しくは特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)

# 不適正な経理等に対する措置

## 3. 倫理教育

「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」(平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知)を遵守する必要あり。



## 4. 研究者氏名を含む不正事案の公表

「競争的資金の適正な執行に関する指針(最終改正平成29年6月22日)競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」により、研究費の不正使用等を行った研究者や善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、**研究者氏名を含む不正事案**を農水省HPにおいて公表することになります。

公表されてしまう所属機関内の処分の他に・・・

研究者個人の名声



所属機関の評判



双方に  
ダメージ!

# 不適正な経理等に対する措置

## 5. 不正行為等を行った研究者に対する競争的資金等への応募資格制限

○「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日、最終改正:平成29年6月22日改正)競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」より抜粋

不正使用及び不正受給にかかる応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1以外	① 社会への影響が大きく、行為への悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為への悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 (3.(2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用した研究者 (3.(3))		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	


厳罰化

※以下の場合は、応募制限を科さず、厳重注意を通知する。

- 3.(1)において、社会への影響が少なく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

# 不適正な経理等に対する措置

○「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成17年9月9日、最終改正:平成29年6月22日改正)競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ」より抜粋

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者 (4.(2))  	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者	<b>厳罰化</b>	10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者・代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年	
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

## 6. 最近の事例紹介

### 1. 旅費の重複受給



#### (動機)

- 某大学准教授が委託研究費を年度内に全て執行しなければ、良い評価が得られない

#### (内容)

- 当省からの委託研究費の旅費を受給したにもかかわらず、他省庁等の研究費からも同じ行程の旅費を受給

#### (当省における措置)プレスリリース

- 不正使用金額(178万円)と利息金(5%)の返還
- 4年の応募資格制限(機関名・所属・氏名も公表)

#### (大学における措置)記者会見及びプレスリリース

- 再発防止の徹底、准教授への処分(諭旨解雇相当)



# 不適正な経理等に対する措置

## 2. 人件費等の過大請求ほか



### (動機・原因)

- 某企業の役員が悪化した資金繰りを補うため、職員に支出金額をできるだけ多く計上するよう指導
- 管理体制の不備、職員への指導不足、監査の不実施等

### (内容)

- 人件費の過大請求、人件費等証拠書類の作成手続き違反、コンソーシアム構成員への過大請求(利益計上)、当該年度に使用しない物品の購入、自社に計上すべき経費を計上など

### (当省における措置) プレスリリース

- 不正使用金額(684万円)と利息金(5%)の返還
- 9カ月の指名停止措置(全省庁共通)

### (企業における措置) 親会社ともどもプレスリリース

- 再発防止策の徹底等とともに関与した役職員への処分